

兵庫県公報

平成19年3月23日 金曜日 第1860号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

	ページ
○兵庫県立母と子の島管理規則の一部を改正する規則（青少年課）	2
○兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則（芸術文化課）	2
○阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター管理規則の一部を改正する規則（防災企画局企画課）	3
○兵庫県円山川公苑管理規則の一部を改正する規則（労政福祉課）	3
○兵庫県立フラワーセンター管理規則の一部を改正する規則（農産園芸課）	3

告 示

○平成17年兵庫県告示第634号（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定）の一部改正（防災計画課）	3
○被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	3
○管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	5
○管理美容師資格認定講習会の指定（同）	6
○平成19年度調理師試験の実施（同）	8
○平成19年度製菓衛生師試験の実施（同）	9
○平成14年兵庫県告示第689号（公共用水域が該当する水域類型の指定）の一部改正（水質課）	10
○県営土地改良事業の換地処分（農地整備課）	10
○市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	10
○市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	10
○保安林の指定の解除予定（森林保全室）	11
○保安林の指定の解除予定通知（同）	11
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	11
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	12
○同 上（同）	12
○中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（街路課）	12
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	13
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	19
○市街地再開発組合の事業計画の変更認可（同）	20

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（参画協働課）	20
--------------------------------	----

公布された法令のあらまし

●兵庫県立母と子の島管理規則の一部を改正する規則（規則第10号）

兵庫県立母と子の島の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立母と子の島の名称が兵庫県立いえしま自然体験センターに改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則（規則第11号）

兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、同条例の引用条文を改めることとした。

◎**阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター管理規則の一部を改正する規則（規則第12号）**

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、同条例の引用条文を改めることとした。

◎**兵庫県立円山川公苑管理規則の一部を改正する規則（規則第13号）**

兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、同条例の引用条文を改めることとした。

◎**兵庫県立フラワーセンター管理規則の一部を改正する規則（規則第14号）**

兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、同条例の引用条文を改めることとした。

規 則

兵庫県立母と子の島管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第10号

兵庫県立母と子の島管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立母と子の島管理規則（昭和57年兵庫県規則第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県立いえしま自然体験センター管理規則

第1条中「兵庫県立母と子の島の設置及び管理に関する条例」を「兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例」に、「兵庫県立母と子の島（以下「母と子の島」を「兵庫県立いえしま自然体験センター（以下「いえしまセンター」に改める。

第1条の2第1項中「母と子の島」を「いえしまセンター」に改める。

第2条中「母と子の島」を「いえしまセンター」に改め、同条第2号中「又は動物の類」を「、動物等」に改め、同条第8号中「係員の」を削る。

第4条中「母と子の島を」を「いえしまセンターを」に、「兵庫県立母と子の島利用許可申請書」を「兵庫県立いえしま自然体験センター利用許可申請書」に改める。

第5条第2号及び第4号中「母と子の島」を「いえしまセンター」に改める。

第6条第1項中「兵庫県立母と子の島利用許可書」を「兵庫県立いえしま自然体験センター利用許可書」に、「母と子の島の」を「いえしまセンターの」に改める。

第7条第1項中「兵庫県立母と子の島利用内容変更承認申請書」を「兵庫県立いえしま自然体験センター利用内容変更承認申請書」に改める。

第10条中「母と子の島」を「いえしまセンター」に改める。

様式第1号中「兵庫県立母と子の島利用許可申請書」を「兵庫県立いえしま自然体験センター利用許可申請書」に改める。

様式第2号中「兵庫県立母と子の島利用内容変更承認申請書」を「兵庫県立いえしま自然体験センター利用内容変更承認申請書」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県立陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第11号

兵庫県立陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立陶芸美術館管理規則（平成17年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第3項中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 12 号

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター管理規則の一部を改正する規則

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター管理規則（平成14年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 5 項」を「第 6 項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

兵庫県立円山川公苑管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 13 号

兵庫県立円山川公苑管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立円山川公苑管理規則（昭和62年兵庫県規則第86号）の一部を次のように改正する。

第15条中「及び第 4 項並びに」を「から第 5 項まで及び」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

兵庫県立フラワーセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 14 号

兵庫県立フラワーセンター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立フラワーセンター管理規則（昭和52年兵庫県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「及び第 4 項並びに」を「から第 5 項まで及び」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第 302 号

平成17年兵庫県告示第634号（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「明淡高速船株式会社

淡路市岩屋925番地の27」を削る。

兵庫県告示第 303 号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第117号）第19条第 1 項の規定により、被爆者一

般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
のぶさわ内科医院	延 沢 彰	神戸市東灘区魚崎北町5-7-26	平成19年2月1日
日本調剤六甲アイランド薬局	日 本 調 剤 株 式 会 社 代表取締役社長 三津原 博	同 市 同 区 向 洋 町 中 2-13 アーパングルメポート2階L号	同 年 3 月 1 日
セコム三宮 訪問看護ステーション	セコム医療システム株式会社 代表取締役 小幡 文雄	同 市 中 央 区 八 幡 通 3-1-19 日精ビル5階	同
宙訪問看護ステーション	劉 金 宙	同 市 同 区 山 本 通 1-7-21-407	平成19年2月14日
坂 上 医 院	坂 上 庸 一 郎	同 市 兵 庫 区 浜 山 通 2-4-10	同 年 3 月 1 日
阪神調剤薬局新須磨店	株 式 会 社 阪 神 調 剤 薬 局 代表取締役社長 岩崎 壽毅	同 市 須 磨 区 衣 掛 町 4-2-22 グレイスハイツ衣掛町1F	同
医療法人社団榊林医院	医 療 法 人 社 団 榊 林 医 院 理事長 榊林 尚	同 市 垂 水 区 五 色 山 3-2-1	平成19年2月1日
橋本内科クリニック	橋 本 英 隆	同 市 同 区 舞 多 間 東 3-2-14	同
まつざきクリニック	松 崎 秀 司	同 市 同 区 塩 屋 北 町 2-24-8	平成19年3月1日
やまぐちクリニック	山 口 高 秀	同 市 同 区 旭 が 丘 1-9-60	同 年 1 月 23 日
佐藤整形外科	医 療 法 人 社 団 佐 藤 整 形 外 科	同 市 西 区 押 部 谷 町 栄 328	同 年 2 月 1 日
有瀬はなまる薬局	トリーニティフェニックス株式会社 代表取締役 大西 雅士	同 市 同 区 伊 川 谷 町 有 瀬 838-4	同
医療法人社団広徳会細川医院	医 療 法 人 社 団 広 徳 会 細 川 医 院 理事長 細川 巖	同 市 北 区 道 場 町 日 下 部 1019-1	同
先山湯けむり診療所	先 山 徹	同 市 同 区 有 馬 町 1198 先山マンション2階	同
きたつじクリニック	北 達 光 史 郎	尼崎市西立花町3-1-1 たちばなTWO-ONE 101	平成19年1月1日
小児科・内科中野医院	医 療 法 人 社 団 小 児 科 ・ 内 科 中 野 医 院 理事長 中野 宗一	同 市 南 塚 口 町 1-12-6	同
西川整形外科 リハビリクリニック	医 療 法 人 社 団 西 川 整 形 外 科 リハビリクリニック 理事長 西川 哲夫	同 市 武 庫 之 荘 4-3-14	平成19年2月1日
にしむら胃腸科外科医院	医 療 法 人 社 団 文 礼 会 理事長 西村 正	同 市 神 田 南 通 2-35-1	同
みもと内科クリニック	味 元 秀 樹	同 市 塚 口 本 町 4-8-1 「つかしん」内西モール1F M-181	平成19年1月5日
吉村クリニック	医 療 法 人 社 団 吉 村 クリニック 理事長 吉村 文秀	同 市 潮 江 1-5-1	同 年 2 月 1 日
キョウエイ調剤薬局 武庫之荘本町店	株 式 会 社 共 栄 代表取締役 皆木 義郎	同 市 武 庫 之 荘 本 町 1-3-5	同 年 3 月 1 日
浅井診療所	医 療 法 人 社 団 あ さ い 会 理事長 浅井 光子	西宮市松原町3-3	同 年 1 月 1 日
勝呂クリニック	医 療 法 人 ほ ま れ (養) 会 (財 団) 理事長 勝呂 隆彦	同 市 与 古 道 町 1-37	同 年 2 月 1 日
くさの整形外科クリニック	草 野 芳 生	同 市 甲 子 園 網 引 町 2-34	同
松本脳神経外科クリニック	松 本 昊 一	同 市 田 代 町 11-3 LEOONEビル1, 2F	同
みやわき整形外科クリニック	医 療 法 人 社 団 みやわき整形外科クリニック 理事長 宮脇 裕二	同 市 甲 子 園 四 番 町 3-7	平成19年1月1日
もりたレディースクリニック	医 療 法 人 社 団 もりたレディースクリニック 理事長 森田 賢司	同 市 北 口 町 1-2 ACTA西宮東館4階	同
楠 山 歯 科	楠 山 能 延	同 市 中 前 田 町 1-25 和成ビル201	平成19年1月15日
コアラ薬局	フ ォ ロ ー イ ン グ 株 式 会 社 代表取締役 上野 博司	同 市 田 代 町 11-3	同 年 2 月 1 日
明愛薬局両度店	有 限 会 社 神 明 代表取締役 板倉 弘明	同 市 両 度 町 6-22-101	同 月 13 日

よねくらクリニック	米倉 雅之	芦屋市船戸町1-29 芦屋駅西ビル5階	平成19年3月1日
サエラ薬局芦屋店	株式会社オーパス 代表取締役 小池 由久	同 市船戸町1-29 芦屋駅西ビル5F	同
やまだ 歯科	山田 道生	伊丹市鴻池字前池ノ尻5-1 グランヴェルテ鴻池1-B	平成19年1月1日
ファーマシーオカムラ薬局 市立川西病院前店	有限会社ファーマシーオカムラ 取締役 岡村 武	川西市東畦野6-1-32 ロイヤルハミルトン102	同 年2月26日
ベガサス明石薬局	田中 康史	明石市新明町6-9	同 月4日
同仁訪問看護ステーション	医療法人久仁会 理事長 西大條公一	同 市魚住町清水2183	平成18年4月1日
河合 外科胃腸科	医療法人社団河合外科胃腸科 理事長 河合 澄夫	加古川市平岡町中野775-1	平成19年2月1日
メイキ薬局長砂	株式会社アーチメディカル 代表取締役 橋 慶一郎	同 市野口町長砂600-3	同 年1月1日
メイキ薬局中野	同 上	同 市平岡町中野484-1	同
メイキ薬局水足	同 上	同 市野口町水足1851-2	同
医療法人社団森康会 もり内科循環器科クリニック	医療法人社団森康会 もり内科循環器科クリニック 理事長 森 孝夫	三木市末広1-15-25	同
きたざわ 整形外科	北澤 久也	高砂市米田町米田1019-5	平成19年2月1日
あい調剤薬局高砂店	有限会社エムジェイメディカル 代表取締役 田中 覚	同 市米田町米田1162-1	同
みのりクリニック	医療法人社団みのりクリニック 理事長 鍵岡 朗	加西市下宮木町547-1	平成19年1月1日
みさと 薬局	有限会社ヤツカコーポレーション 取締役 渡邊 克也	神崎郡福崎町西治字志水田498-1	平成18年6月1日
豊岡市社会福祉協議会 竹野訪問看護ステーション	社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会 理事長 中西 正年	豊岡市竹野町須谷1478	平成19年3月1日
あい調剤薬局	有限会社エムジェイメディカル 代表取締役 田中 覚	朝来市和田山町桑原字中井田402	同 年2月1日
医療法人社団 小出内科クリニック	医療法人社団小出内科クリニック 理事長 小出 昌伸	洲本市宇山3-1-33	同 年1月1日
かつらや調剤薬局	有限会社かつらや 代表取締役 桂 太郎	淡路市志筑1631-6	同 年2月1日

兵庫県告示第304号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 主催者の名称及び住所

名称 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 金田 一郎

住所 東京都港区虎ノ門1丁目26-5

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称及び所在地

名称 財団法人理容師美容師試験研修センター兵庫県支部

所在地 神戸市中央区中山手通7-28-33 兵庫県立産業会館内

3 講習日程

第1日	平成19年11月5日
第2日	平成19年11月19日
第3日	平成19年11月26日

4 講習会場の名称及び所在地

名称 兵庫県農業共済会館 7F 大会議室

所在地 神戸市中央区下山手通4丁目15-3 電話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	履修単元数(講習時間)			1単元の 時間
公衆衛生学	公衆衛生学(1)	衛生行政の概要	3単元 (9時間)	通信講習
	公衆衛生学(2)	感染症		3時間
	公衆衛生学(3)	環境衛生・精神保健		3時間
理容所の 衛生管理	衛生管理(1)	理容所の管理概論	6単元 (18時間)	通信講習
	衛生管理(2)	理容所の構造設備		3時間
	衛生管理(3)	従業員の衛生管理		3時間
	衛生管理(4)	理容所の清潔保持		通信講習
	衛生管理(5)	理容業務の衛生管理		3時間
	衛生管理(6)	理容所の消毒管理		3時間
合計 9単元 27時間 (うち通信講習 9時間)				

なお、各講習科目終了時に受講者からレポートを提出させるものとする。

また、通信講習はテキスト及び通信講習レポートを事前に配付し、レポートをその科目の講義時間に受講者から提出させるものとする。

6 講習予定人員

100人

7 受講料

1人 14,000円

8 受講資格

理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事した者

9 受講についての問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター兵庫県支部
神戸市中央区中山手通7丁目28-33 兵庫県立産業会館内
電話 (078) 361-8108

兵庫県告示第305号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 主催者の名称及び住所

名称 財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 金田一郎
住所 東京都港区虎ノ門1丁目26-5

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称及び所在地

名称 財団法人理容師美容師試験研修センター兵庫県支部
所在地 神戸市中央区中山手通7-28-33 兵庫県立産業会館内

3 講習日程

日程	神戸会場①	神戸会場②	姫路会場

第1日	平成19年8月6日	平成19年10月22日	平成19年9月10日
第2日	平成19年8月20日	平成19年10月29日	平成19年10月1日
第3日	平成19年8月27日	平成19年11月12日	平成19年10月15日

4 講習会場の名称及び所在地

(1) 神戸会場①及び神戸会場②

名称 兵庫県農業共済会館 7F 大会議室

所在地 神戸市中央区下山手通4丁目15-3

電話 (078) 332-7165

(2) 姫路会場

名称 姫路理容美容専門学校 5F 講堂

所在地 姫路市南駅前町13

電話 (0792) 84-0678

5 講習科目及び講習時間

講習科目	履修単元数 (講習時間)			1単元の 時間
公衆衛生学	公衆衛生学(1)	衛生行政の概要	3単元 (9時間)	通信講習
	公衆衛生学(2)	感染症		3時間
	公衆衛生学(3)	環境衛生・精神保健		3時間
美容所の 衛生管理	衛生管理(1)	美容所の管理概論	6単元 (18時間)	通信講習
	衛生管理(2)	美容所の構造設備		3時間
	衛生管理(3)	従業員の衛生管理		3時間
	衛生管理(4)	美容所の清潔保持		通信講習
	衛生管理(5)	美容業務の衛生管理		3時間
	衛生管理(6)	美容所の消毒管理		3時間
合計 9単元 27時間 (うち通信講習 9時間)				

なお、各講習科目終了時に受講者からレポートを提出させるものとする。

また、通信講習はテキスト及び通信講習レポートを事前に配付し、レポートをその科目の講義時間に受講者から提出させるものとする。

6 講習予定人員

神戸会場①	神戸会場②	姫路会場
150名	150名	150名

7 受講料

1人 14,000円

8 受講資格

美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事した者

9 受講についての問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター兵庫県支部

神戸市中央区中山手通7丁目28-33 兵庫県立産業会館内

電話 (078) 361-8108

兵庫県告示第306号

調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）第3条の2第1項の規定により、平成19年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成19年7月8日（日）午後1時から午後3時まで

2 試験場所

神戸市、姫路市、伊丹市、加古川市、豊岡市、篠山市及び洲本市

なお、詳細については、受験票により出願者に通知する。

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者又は法附則第3項に規定する者で、次に掲げる施設又は営業で2年以上調理業務に従事した者

- (1) 寄宿舍、学校、病院等の施設であって、飲食物を調理して供与（1回20食以上または1日50食以上）する者
- (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業及びそうざい製造業

5 出願手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

兵庫県健康生活部健康局生活衛生課及び各県民局県民生活部健康福祉事務所（但馬県民局にあっては、但馬長寿の郷の各健康福祉事務所）並びに神戸市（各衛生監視事務所）、姫路市保健所、尼崎市保健所及び西宮市保健所（以下これらを「受付機関」という。）において平成19年4月から配布する。

イ 学校教育法第47条に規定する者等であることを証する書類 1通

ウ 調理業務従事証明書（2年以上の調理実務経験を有することを証するもの） 1通

エ 写真 1枚

出願日前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、名刺型のものとし、所定の台紙に貼り付けること。

なお、上記イ及びウの書類に記載されている氏名等が願書提出時の氏名等と異なるときは、当該書類のほか、戸籍の謄本又は抄本等を提示すること。

(2) 提出期間

平成19年5月7日（月）から同月15日（火）までの午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(3) 提出先

ア 就業地又は住所地を管轄する受付機関（兵庫県健康生活部健康局生活衛生課を除く。）

イ 就業地及び住所地がともに県外にある者は、兵庫県健康生活部健康局生活衛生課
（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(4) 手数料

6,100円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。ただし、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

6 合格者の発表

平成19年8月8日（水）午前10時から、各受付機関において、合格者の受験番号を提示する。

7 試験についての問い合わせ先

各受付機関〔県民局県民生活部健康福祉事務所（但馬県民局にあっては、但馬長寿の郷の各健康福祉事務

所)、神戸市(各衛生監視事務所)、姫路市保健所、尼崎市保健所、西宮市保健所及び兵庫県健康生活部健康局生活衛生課衛生企画係(電話(078)362-9131)

兵庫県告示第307号

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により、平成19年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成19年7月8日(日)午後1時から午後3時まで

2 試験場所

神戸市、姫路市、伊丹市、加古川市、豊岡市、篠山市及び洲本市

なお、詳細については、受験票により出願者に通知する。

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学並びに製菓理論及び実技に関する筆記試験。ただし、職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち、製菓理論及び実技に関する筆記試験の免除を受けることができる。

4 受験資格

次のいずれかの一に該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者又は法附則第3項に規定する者で、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 学校教育法第47条に規定する者又は法附則第3項に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) (1)及び(2)以外の者で、法の施行(昭和41年12月26日)の際、現に菓子製造業に従事しており、その期間が法の施行の日において、3年を超えている者又は法の施行の日後3年を超えるに至った者

5 出願手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

兵庫県健康生活部健康局生活衛生課及び各県民局県民生活部健康福祉事務所(但馬県民局にあっては、但馬長寿の郷の各健康福祉事務所)並びに神戸市(各衛生監視事務所)、姫路市保健所、尼崎市保健所及び西宮市保健所(以下これらを「受付機関」という。)において平成19年4月から配布する。

イ 次表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定める提出書類 1通

区 分	提 出 書 類
上記4の(1)に該当する者	厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該施設の長の証明書又は卒業証書(写し)(卒業証書(写し)の場合は原本を提示すること。)
上記4の(2)に該当する者	(ア) 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業証書(写し)(卒業証書(写し)の場合は原本を提示すること。) (イ) 菓子製造業務従事証明書
上記4の(3)に該当する者	菓子製造業務従事証明書

なお、上記提出書類に記載されている氏名等が願書提出時の氏名等と異なるときは、当該書類のほか、戸籍の謄本又は抄本等を提示すること。

ウ 写真 1枚

出願日前3月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、名刺型のものとし、所定の台紙に貼り付けること。

(2) 提出期間

平成19年5月7日(月)から同月15日(火)までの午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(3) 提出先

ア 就業地又は住所地为管轄する受付機関(兵庫県健康生活部健康局生活衛生課を除く。)

イ 就業地及び住所地在ともに県外にある者は、兵庫県健康生活部健康局生活衛生課
(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 手数料

9,400円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。ただし、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

6 合格者の発表

平成19年8月8日(水)午前10時から、各受付機関において、合格者の受験番号を掲示する。

7 試験についての問い合わせ先

各受付機関〔県民局県民生活部健康福祉事務所(但馬県民局にあっては、但馬長寿の郷の各健康福祉事務所)、神戸市(各衛生監視事務所)、姫路市保健所、尼崎市保健所及び西宮市保健所及び兵庫県健康生活部健康局生活衛生課衛生企画係(電話(078)362-9131)〕

兵庫県告示第308号

平成14年兵庫県告示第689号(公共用水域が該当する水域類型の指定)の一部を次のように改正する。
平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

別表中「暫定目標(平成17年度)」を「暫定目標(平成22年度)」に改める。

兵庫県告示第309号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成19年2月22日県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)ニッ石地区の換地処分をした。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第310号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
朝来市	元気な地域づくり交付金(基盤整備促進)	山東2地区	平成19年3月23日から 同年4月12日まで	朝来市役所

兵庫県告示第311号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
朝来市	中山間地域総合整備事業（一般型）	生野地区	平成19年3月23日から 同年4月12日まで	朝来市役所

兵庫県告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
西宮市塩瀬町名塩字土林上5010の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室並びに阪神南県民局地域振興部及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
西宮市塩瀬町名塩字土林上5010の4・5011の2・5012の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、5013
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室並びに阪神南県民局地域振興部及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月23日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年3月23日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

国道 4 2 7 号	朝来市山東町柴字梅ノ木田355番1から 同 市山東町柴字関屋342番1まで	旧	9.0から 20.0まで	170.0	
		新	9.0から 41.0まで	170.0	

兵庫県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年3月23日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 奥野但馬三江停車場線	豊岡市祥雲寺字珍崎58番2から 同 市米町字細首1080番1まで	旧	7.0から 18.0まで	421.0	
		新	11.0から 37.0まで	420.0	

兵庫県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年3月23日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	朝来市佐囊字小和田1921番6から 同 市佐囊字田中1758番1まで	旧	5.0から 18.0まで	628.0	
		新	10.0から 29.0まで	630.0	

兵庫県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業 3.3.507号 内々環状西線
中播都市計画道路事業 3.4.535号 内々環状南線
- 3 事業施行期間
変更前 平成11年2月5日から平成19年3月31日まで
変更後 平成11年2月5日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

~~~~~

兵庫県告示第 318 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                    | 指 定 の 区 域        | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|------------------|---------------------|
| 木生谷Ⅰ<br>(113000001)    | 赤穂市木生谷（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 木生谷Ⅱ<br>(113000002)    | 赤穂市木生谷（別図2のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 木生谷Ⅲ<br>(113000003)    | 赤穂市木生谷（別図3のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 砂子Ⅰ<br>(113000004)     | 赤穂市砂子（別図4のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 砂子Ⅲ<br>(113000005)     | 赤穂市砂子（別図5のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 南野中(1)Ⅰ<br>(113000006) | 赤穂市南野中（別図6のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 南野中(2)Ⅰ<br>(113000007) | 赤穂市南野中（別図7のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 南野中Ⅲ<br>(113000008)    | 赤穂市南野中（別図8のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 加里屋(1)Ⅰ<br>(113000009) | 赤穂市加里屋（別図9のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 加里屋(2)Ⅰ<br>(113000010) | 赤穂市加里屋（別図10のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

|                           |                  |         |
|---------------------------|------------------|---------|
| 加里屋(3) I<br>(113000011)   | 赤穂市加里屋(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 加里屋(1) II<br>(113000012)  | 赤穂市加里屋(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 加里屋(2) II<br>(113000013)  | 赤穂市加里屋(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 加里屋(3) II<br>(113000014)  | 赤穂市加里屋(別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 居村 I<br>(113000015)       | 赤穂市新田(別図15のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 五軒屋 I<br>(113000016)      | 赤穂市新田(別図16のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 居村 II<br>(113000017)      | 赤穂市新田(別図17のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 五軒屋 III<br>(113000018)    | 赤穂市新田(別図18のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 御崎(1)(1) I<br>(113000019) | 赤穂市御崎(別図19のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 御崎(1)(2) I<br>(113000020) | 赤穂市御崎(別図20のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 御崎(2)(1) I<br>(113000021) | 赤穂市御崎(別図21のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 御崎(2)(2) I<br>(113000022) | 赤穂市御崎(別図22のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 御崎(3)(1) I<br>(113000023) | 赤穂市御崎(別図23のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 御崎(3)(2) I<br>(113000024) | 赤穂市御崎(別図24のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 高台(1) I<br>(113000025)    | 赤穂市御崎(別図25のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 三崎山 I<br>(113000026)      | 赤穂市御崎(別図26のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 御崎(1) II<br>(113000027)   | 赤穂市御崎(別図27のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |

|                        |                  |         |
|------------------------|------------------|---------|
| 御崎(2)Ⅱ<br>(113000028)  | 赤穂市御崎(別図28のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 東海Ⅲ<br>(113000029)     | 赤穂市御崎(別図29のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 御崎Ⅲ<br>(113000030)     | 赤穂市御崎(別図30のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 上浜市(1)Ⅰ<br>(113000031) | 赤穂市浜市(別図31のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 上浜市(2)Ⅰ<br>(113000032) | 赤穂市浜市(別図32のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 上浜市(3)Ⅰ<br>(113000033) | 赤穂市浜市(別図33のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 上浜市Ⅱ<br>(113000034)    | 赤穂市浜市(別図34のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 北野中(1)Ⅰ<br>(113000035) | 赤穂市北野中(別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北野中(2)Ⅰ<br>(113000036) | 赤穂市北野中(別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北野中(3)Ⅰ<br>(113000037) | 赤穂市北野中(別図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北野中(4)Ⅰ<br>(113000038) | 赤穂市北野中(別図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北野中(5)Ⅰ<br>(113000039) | 赤穂市北野中(別図39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北野中(6)Ⅰ<br>(113000040) | 赤穂市北野中(別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北野中(1)Ⅱ<br>(113000041) | 赤穂市北野中(別図41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北野中(2)Ⅱ<br>(113000042) | 赤穂市北野中(別図42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北野中(1)Ⅲ<br>(113000043) | 赤穂市北野中(別図43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北野中(2)Ⅲ<br>(113000044) | 赤穂市北野中(別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

|                         |                 |         |
|-------------------------|-----------------|---------|
| 塩屋(1) I<br>(113000045)  | 赤穂市塩屋(別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(2) I<br>(113000046)  | 赤穂市塩屋(別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(3) I<br>(113000047)  | 赤穂市塩屋(別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(4) I<br>(113000048)  | 赤穂市塩屋(別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(5) I<br>(113000049)  | 赤穂市塩屋(別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(6) I<br>(113000050)  | 赤穂市塩屋(別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(7) I<br>(113000051)  | 赤穂市塩屋(別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(8) I<br>(113000052)  | 赤穂市塩屋(別図52のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋 I<br>(113000053)     | 赤穂市塩屋(別図53のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(1) II<br>(113000054) | 赤穂市塩屋(別図54のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(2) II<br>(113000055) | 赤穂市塩屋(別図55のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(3) II<br>(113000056) | 赤穂市塩屋(別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(4) II<br>(113000057) | 赤穂市塩屋(別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋 III<br>(113000058)   | 赤穂市塩屋(別図58のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 南 II<br>(113000059)     | 赤穂市折方(別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾崎(1) I<br>(113000060)  | 赤穂市尾崎(別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾崎(2) I<br>(113000061)  | 赤穂市尾崎(別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |



|                          |                 |         |
|--------------------------|-----------------|---------|
| 尾崎(3) I<br>(113000062)   | 赤穂市尾崎(別図62のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 高台(2) I<br>(113000063)   | 赤穂市御崎(別図63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 向山(1) I<br>(113000064)   | 赤穂市尾崎(別図64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 向山(2) I<br>(113000065)   | 赤穂市尾崎(別図65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 向山(3) I<br>(113000066)   | 赤穂市尾崎(別図66のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾崎(1) II<br>(113000067)  | 赤穂市尾崎(別図67のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾崎(2) II<br>(113000068)  | 赤穂市尾崎(別図68のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾崎(3) II<br>(113000069)  | 赤穂市尾崎(別図69のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾崎(1) III<br>(113000070) | 赤穂市尾崎(別図70のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾崎(2) III<br>(113000071) | 赤穂市尾崎(別図71のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 小島 I<br>(113000072)      | 赤穂市坂越(別図72のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 潮見 I<br>(113000073)      | 赤穂市坂越(別図73のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 東之町(1) I<br>(113000074)  | 赤穂市坂越(別図74のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 東之町(2) I<br>(113000075)  | 赤穂市坂越(別図75のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 坂越(1) I<br>(113000076)   | 赤穂市坂越(別図76のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 坂越(2) I<br>(113000077)   | 赤穂市坂越(別図77のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北之町 I<br>(113000078)     | 赤穂市坂越(別図78のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

|                       |                  |         |
|-----------------------|------------------|---------|
| 洞竜(1)Ⅰ<br>(113000079) | 赤穂市坂越(別図79のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 高谷Ⅰ<br>(113000080)    | 赤穂市坂越(別図80のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 大泊(2)Ⅰ<br>(113000081) | 赤穂市坂越(別図81のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 山根Ⅰ<br>(113000082)    | 赤穂市坂越(別図82のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 山根Ⅲ<br>(113000083)    | 赤穂市坂越(別図83のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 大黒(1)Ⅱ<br>(113000084) | 赤穂市坂越(別図84のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 大黒(2)Ⅱ<br>(113000085) | 赤穂市坂越(別図85のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 下高谷Ⅱ<br>(113000086)   | 赤穂市坂越(別図86のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 大泊(1)Ⅱ<br>(113000087) | 赤穂市坂越(別図87のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 大泊(2)Ⅱ<br>(113000088) | 赤穂市坂越(別図88のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 大泊(3)Ⅱ<br>(113000089) | 赤穂市坂越(別図89のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 木生谷川Ⅰ<br>(213000001)  | 赤穂市木生谷(別図90のとおり) | 土石流     |
| 黒谷川Ⅰ<br>(213000002)   | 赤穂市加里屋(別図91のとおり) | 土石流     |
| 加里屋川Ⅰ<br>(213000003)  | 赤穂市加里屋(別図92のとおり) | 土石流     |
| 春日谷川Ⅰ<br>(213000004)  | 赤穂市北野中(別図93のとおり) | 土石流     |
| 波布川Ⅰ<br>(213000005)   | 赤穂市塩屋(別図94のとおり)  | 土石流     |
| 小波布川Ⅰ<br>(213000006)  | 赤穂市塩屋(別図95のとおり)  | 土石流     |

|                        |                  |     |
|------------------------|------------------|-----|
| 塩屋川(1)Ⅰ<br>(213000007) | 赤穂市塩屋(別図96のとおり)  | 土石流 |
| 塩屋川(2)Ⅰ<br>(213000008) | 赤穂市塩屋(別図97のとおり)  | 土石流 |
| 折方川(1)Ⅱ<br>(213000009) | 赤穂市折方(別図98のとおり)  | 土石流 |
| 折方川(2)Ⅱ<br>(213000010) | 赤穂市折方(別図99のとおり)  | 土石流 |
| 機谷川Ⅱ<br>(213000011)    | 赤穂市折方(別図100のとおり) | 土石流 |
| 尾崎川Ⅰ<br>(213000012)    | 赤穂市尾崎(別図101のとおり) | 土石流 |
| 南宮山谷川Ⅱ<br>(213000013)  | 赤穂市尾崎(別図102のとおり) | 土石流 |
| 岩鍋谷川Ⅱ<br>(213000014)   | 赤穂市尾崎(別図103のとおり) | 土石流 |
| 坂越川(1)Ⅰ<br>(213000015) | 赤穂市坂越(別図104のとおり) | 土石流 |
| 坂越川(2)Ⅱ<br>(213000016) | 赤穂市坂越(別図105のとおり) | 土石流 |
| 坪江川Ⅰ<br>(213000017)    | 赤穂市坂越(別図106のとおり) | 土石流 |
| 町谷川(1)Ⅱ<br>(213000018) | 赤穂市坂越(別図107のとおり) | 土石流 |
| 町谷川(2)Ⅱ<br>(213000019) | 赤穂市坂越(別図108のとおり) | 土石流 |
| 大泊川Ⅱ<br>(213000020)    | 赤穂市坂越(別図109のとおり) | 土石流 |

(別図1から別図109までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第319号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、三田市天神土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 事業施行期間

変更前 平成9年12月9日から平成21年3月31日まで

変更後 平成9年12月9日から平成23年3月31日まで

2 変更認可の年月日

平成19年3月13日

兵庫 県 告 示 第 320 号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、相生駅前地区Aブロック市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成19年3月23日

兵庫 県 知 事 井 戸 敏 三

1 組合の名称

相生駅前地区Aブロック市街地再開発組合

2 事務所の所在地

相生市旭一丁目1番3号（相生市役所内）

3 施行地区

相生市本郷町の一部

4 設立認可年月日

平成11年5月31日

5 変更内容

事業施行期間

変更前 平成11年6月11日から平成19年3月末

変更後 平成11年6月11日から平成20年3月末

6 変更認可年月日

平成19年3月9日

公 告

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年3月23日

兵庫 県 知 事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成19年3月8日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Gネット

イ 代表者の氏名 藤原 靖子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区王居殿三丁目6番1号

東垂水まち・みらい・こども・支援センター内

エ 定款に記載された目的

この法人は、ハンディキャップのある人々へのボランティア活動をする人のサポート、ハンディキャップのある人々のくらしや福祉等に関する情報提供、それらの人々のニーズを地域に伝える講座の開催、障害児の放課後集団保育、障害児（者）の余暇活動の際のつきそい、一時預かり保育を行うサポーターの育成、保育コーディネイト及び相談、障害児（者）の居宅介護事業及びその従事者を養成する講座等の開催事業の各種支援事業を行うことにより、「地域でコミュニケーションを行う様々な人々及び団体」と「ハンディキャップのある人々のニーズ」とを円滑に結びつけ、多様な価値観を認め合うことのできる、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。